

2019年度ネットワーク端末機器賃貸借契約仕様書

1 長期継続契約

本賃貸借契約は地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約として、契約期間を5年とする。

2 賃借期間

2019年9月1日～2024年8月31日

3 賃貸借物件等

(1)物件名及び数量

- ① 物件名 ノートブック型パソコン
- ② 物件数 800台 一式

(2)物件の規格

形式	ノートブック型 (A4サイズ)	
互換性	PC/AT 互換機	
CPU	Intel Core i3-7130U(2.70GHz)相当以上	
メモリ	4GB以上	
内蔵ディスクドライブ	SSD 256GB以上	
サウンド機能	標準装備 ステレオスピーカー内蔵	
インターフェース	USB	USB3.0 ×3以上
	ディスプレイ	ミニD-SUB15ピン×1
	ネットワーク	RJ45(1000BASE-T対応)LANコネクタ ×1
	サウンド関連	マイク入力、ヘッドフォン出力: ジャック径3.5mm コンボジャック可
ポインティングデバイス	フラットポイント装備	
ディスプレイ	TFTカラー液晶式 15.6型以上 1,366×768ドット 1677万色 以上	
光学ドライブ	スーパーマルチドライブ	
バッテリー	ACアダプタ、バッテリー 動作時間 1時間以上	
付属品	マウス	光学式スクロールマウス
	マウスパッド	表面:PVC 裏面:滑り止め加工 カラー:ブルー 幅150×奥行180mm以上
	その他	機能を発揮するに必要なもの
OS	Windows 10 Professional 64bit (最新バージョンに対応すること)	
その他	BIOS及びハードディスクにパスワードを設定できること 上記パスワード設定時も、パスワードを入力することなくOSを起動できること	

※品名を指定している場合は指定どおり納入し、規格で示している場合は準拠若しくはそれ以上の性能を有する製品とすること。また、受注日現在生産されている最新のものを採用すること。

※液晶保護フィルター仕様

1	可視光線透過率70%以上であり、且つ反射率0.5%以下であること。
2	ポリカーボネイト製で、0.8～1mmの厚みを有すること。
3	静電気除去、汚れ防止機能が施されていること。
4	採用モニター画面サイズに適合すること。
5	紫外線を100%カットすること。
6	透明両面テープ等により、画面に固定できること。
7	フィルターを付けたままで開閉が可能なこと
上記仕様と同等の明るさ、映り込み・反射防止、硬度であること。隙間無く装着され、はずれないこと。	

(3)製造者の指定

賃貸借物品(本体)は、下記の製造者の製品とすること。なお、賃貸借物件については全数、同一製造者の同一機種とすること。

Dynabook株式会社
NECパーソナルコンピュータ株式会社
富士通株式会社
デル株式会社
株式会社日本HP

また、保守用部品に関しては、当該機種の製造中止後、最低5年間、メーカーによる同一部品の供給が受けられる機種であること。

(4)納入場所

別紙「設置使用場所一覧」による。

メモリや液晶フィルターなどメーカー標準でない場合は、組み上げた状態で納品すること。

(5)その他

賃貸期間満了後は、無償譲渡を行うものとする。

リカバリ用メディア(ドライバーディスク等)一式を納品すること。

4 初期設定作業並びに設置について

(1)発注者において展開用端末ディスクイメージを作成するため、契約後早期に端末2台を貸出すること。

(2)受注者は、発注者が作製した展開用端末ディスクイメージを各パソコンに複製し、納品すること。

(3)配備作業として、受注者が配備先の最終設定(IP変更、ID/パスワード設定、管理シールの準備及び貼り付け等)と設置作業を行うこと。なお、新規設置の場合は、必要に応じて設置場所までの簡易なLAN配線(ケーブル支給)も行うこと。

(4)パソコン設置において、現在使用中のパソコンと入れ替えとなる場合は、引き上げ作業も合わせて実施すること。

また、引き上げたパソコンは、明石市が指定する場所にACアダプタ、マウス、付属品等を分けて保管すること。

(5)パソコン設置時には、事前に提示する各部署に応じたソフトウェアやドライバのインストール作業も行うこと。

(6)配備作業完了1週間後に、必要に応じてソフトウェアインストール及び設定漏れの対応作業を行うこと。

(7)2019年8月31日までに初期設定作業並びに設置を完了させること。

5 保守について

(1)賃貸物件が常に良好、適正な機能を発揮するよう、3賃貸借物件等に掲げる機器について現地にて清掃等保守点検を行うとともに、機器、ソフトウェア等の利用について、適正な助言、提案等を行うこと。

(2)機器の故障等、緊急に修理または調整を要する場合、市の要請により速やかに専門技術者(メーカー認定技術者またはそれに準ずる技術者)を派遣し、年末年始を除く平日の9:00~17:00のうち48時間以内に正常な状態に復旧すること。また、機器を持ち帰る等復旧に日数を要する場合は、その期間中代替機を設置すること。

(3)賃貸物件の操作等について、その利用者が電話、FAX及び電子メール等で照会したときは、速やかに回答すること。

設置使用場所一覧及び作業内容

1 配備先の定義

明石市役所(本庁舎、分庁舎、西庁舎、議会棟、南会議室棟、中崎分署)
出先機関(上記以外の公共施設)

2 配備先について

詳細な配備先は決定しておりません。

配備先の決定時期については、5月下旬ごろを予定しております。

前回の実績では、明石市役所内と出先機関は1:1となりました。

(あくまでも実績となりますので多少の増減があります。)

3 作業内容について

事前にお渡しする設定依頼書に基づき設定を行って下さい。

前回の実績では、565台調達中198台の依頼がありました。

作業例:業務ソフトインストール(Adobe製品、CAD等)、

プリンタドライバインストール、スキャナドライバインストール等
以上